

平成25年度 事業計画書

公益財団法人山北町環境整備公社

平成25年度事業の構成

(会計区分)	(事業の名称)	(業務の内容)
公益目的事業会計		
	丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> └────────── 花木等植栽推進業務 └────────── 遊歩道等美化管理業務 └────────── わかさぎ放流業務
	丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業	<ul style="list-style-type: none"> └────────── 地域内公設トイレ清掃管理業務 └────────── 地域内公設駐車場内一般廃棄物収集業務
	丹沢湖記念館等管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> └────────── 丹沢湖記念館及び三保の家来館者案内業務 └────────── 丹沢湖記念館及び三保の家設備維持管理業務
	丹沢湖カヌー運航管理事業	<ul style="list-style-type: none"> └────────── カヌー利用者の受付と管理業務 └────────── カヌー利用時の標識票等の貸与業務
	町立世附キャンプセンター管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> └────────── 利用申込の受付と貸出業務 └────────── キャンプセンター施設の清掃等維持管理業務
収益事業等会計		
	遊船事業	<ul style="list-style-type: none"> └────────── ローボート等の貸出業務 └────────── ローボート等の保守点検業務
	サイクリング事業	<ul style="list-style-type: none"> └────────── 自転車の貸出業務 └────────── 自転車の保守点検業務
	町立世附キャンプセンター附帯事業	<ul style="list-style-type: none"> └────────── ログハウス、オートキャンプの受付と貸出業務 └────────── ログハウス等附帯施設の清掃等維持管理業務
	売店事業	<ul style="list-style-type: none"> └────────── 商品仕入れ及び販売業務 └────────── 委託販売管理業務
	水没移転者等福利厚生事業	<ul style="list-style-type: none"> └────────── 役員会の運営全般 └────────── 会員相互の交流会業務等
法人会計		
	法人運營業務	<ul style="list-style-type: none"> └────────── 理事会並びに評議員会の運営全般 └────────── 公社事業の広報広聴業務等

平成25年度事業計画

I 事業運営の基本方針

当社は、昭和60年5月15日に山北町の出資により設立され、平成4年に神奈川県内広域水道企業団から出捐を受けて事業を推進している。平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革3法への対応のため、公益財団法人への移行認定申請の手続きを進めました。平成24年4月23日付けをもって神奈川県知事から認定書の交付を受け、5月1日より新たにスタートを踏み出した。

また、昨年12月20日には三保ダム周辺地域振興協力基金の譲渡に関する協定書が、財団法人三保ダム周辺地域振興協力基金の理事長と当財団の理事長との間で取り交わされ、平成25年度より当社が管理することになったことから、水没移転者等福利厚生事業にも新たに取り組むことになった。定款の見直しも進めていくなかで、当社の設立の趣旨も踏まえ、事業目的及び内容について適確に達成していくことを基本とし、次のとおり事業計画を策定した。

II 事業計画

1 公益目的事業

公益目的事業は、定款第3条に事業目的として掲げた「丹沢湖及び三保ダム周辺の環境整備及び清掃に関する業務を行い水源地の環境保全を図るとともに、丹沢湖記念館及びキャンプセンター等施設の管理運営、丹沢湖の湖面利用等に関する事業を行うことにより、地域の振興発展と住民の福祉向上に寄与すること」であり、公社設立以来の継続事業である。

(1) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業

本事業は、三保ダムの築造により誕生した丹沢湖の水質保全と周辺地域の環境美化を推進するという当社の設立以来の目的を達成すべき基幹事業のひとつである。

本年度事業は、継続的事業として観光資源としての丹沢湖をより一層魅力あるものとするため、駐車場、遊歩道、展望所等の施設周辺の除草、落石除去及び植栽された植物の養生・育成・補植等の作業を実施するとともに、三保地区住民で構成されている「みつまたによる地域づくり実行委員会」と連携を図り、みつまたの植栽を積極的に行う。

また、丹沢湖の観光資源の多様化を図ることを目的とした山北町の補助事業であるワカサギのふ化放流事業については、近隣の漁協からワカサギの卵を購入し、丹沢湖の湖水でふ化させ放流を行う。

(2) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業

本事業は、前号と同様に当公社設立以来の目的を達成すべき基幹事業である。

本年度事業は、山北町との委託契約に基づく継続的事業であり丹沢湖及び三保ダム周辺地域内に設置された公衆トイレの清掃や駐車場、公園、沿道等のごみや不法投棄物の収集業務を行う。

(3) 丹沢湖記念館等管理運営事業

本事業は、山北町との委託契約に基づく継続的事業であり、三保ダムの築造に伴い建設された丹沢湖記念館並びに三保の家の管理運営を行う事業である。

丹沢湖記念館並びに三保の家の来館者に対し、受付や観光案内を行うとともに、展示物や施設の維持管理運営も行う。

また、水源地としての丹沢湖の意義を来館者に伝えるため、丹沢湖誕生の由来や三保ダムの役割、ダムの水が水道水として県民生活の安定と向上に役立っている旨のビデオ映像の放映をし、来館者に啓発し理解を図って行く。

(4) 丹沢湖カヌー運航管理事業

丹沢湖におけるカヌーの運航には、神奈川県が定めた「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川湛水域、社家湛水域、飯泉湛水域等の水域における行為の規制に関する条例」第2条第2項第4号の規定により、山北町が神奈川県企業庁長から許可を受けている。

その山北町が行う「舟艇の運航に係る業務」の実施を当公社が継続事業として受託して行う。

(5) 町立世附キャンプセンター管理運営事業

「人と自然の調和」をテーマに「町立世附キャンプセンター」は、一般住民の研修並びにレクリエーションを図るための野外休養施設として設置され、当公社が山北町との使用貸借契約に基づきその管理運営を行っている。

利用客が安全で安心して利用できるよう施設の保守点検や維持管理を行うとともに、利用客の問い合わせや受付に対応する。現地においても施設内外で安全で安心して利用できるよう適確な案内を行う。

2 収益事業

収益事業は、当公社の公益目的事業の推進を資するため、貸しボート、貸し自転車、町立世附キャンプセンター附帯事業及び丹沢湖記念館等売店事業を行う。

(1) 遊船事業

丹沢湖の湖面を利用するため、利用客が安全で安心して利用できるようボートの保守点検や維持管理に努め、ローボート及びペダルボートを、釣りや遊覧等の利用

客に有料で貸出する。安全対策としてモーターボート2艘を配置して万全の体制を整えるとともに誘客対策では、12月及び2月に定例のワカサギ釣り大会を実施する。また、洪水期においては湖面水位が低下するためボートピアを永歳橋下に移動して営業する。

(2) サイクリング事業

丹沢湖を訪れる観光客が利用して、湖岸道路を周回できるサイクリング用自転車を有料で貸出する。

利用客には、安全で快適なサイクリングを楽しんでいただくため自転車の定期点検を実施し、利用時には「丹沢湖サイクリングマップ」の無料配布や安全運転に対する呼び掛けを行う。子供の利用に際しては小学4年生以上とした上でヘルメットの着用を義務づけ、ヘルメットは無料で貸し出しする。

(3) 町立世附キャンプセンター附帯事業

丹沢湖湖畔に設置された町立世附キャンプセンターは、当社が自主事業として設置したログハウス8棟、オートキャンプサイト9区画及びバーベキューハウス1棟(4区画)を運営し、利用客に有料で提供する。営業期間は、3月下旬から11月末迄とし、毎年2月から受付を開始する。

利用客に安全で安心して快適な利用を提供するため、現地における施設の案内は適確に行い、宿泊客が多数の場合は当直職員を配置する体制をとる。

(4) 売店事業

丹沢湖記念館の一角を売店として利用し、地場産品や土産物の販売を行うとともに、山北町や町観光協会及び近隣市町等で開催するイベントには積極的に出店し地場産品や土産物の販売を行う。また、安定した顧客の確保と新規顧客の開拓に努めるとともに行楽シーズンは駐車場内の売店も効率の良い方法で開店する。

商品管理には細心の注意を払うとともに、購買率の向上のため新商品の導入や陳列方法等の見直しも行う。

(5) 水没移転者等福利厚生事業

本事業は、三保ダム建設により水没移転者等を対象とした福利厚生事業で「ふるさと会」に助成を行い、水没者等相互の交流を図る。

3 法人会計

(1) 法人の運営

公益財団法人への移行に伴う内部規程として、評議員会及び理事会の運営規則を定めるとともに、公社の情報公開規程、個人情報保護規程及び職務権限規程を

制定（改定）する。

その他の内部規程は、当面の間現行規程を適用しながら、必要に応じて改定する。

（２）理事会並びに評議員会の運営

定款に基づき、理事会並びに評議員会を開催し、法人の運営に関し重要な事項について審議し議決を得る。

（３）法人の広報・広聴業務

制度上の要請（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に基づく。）から、一般の閲覧に供する資料等の整備、保管が求められるため、適切に対応する。

また、法人の事業計画や決算等については、ホームページで情報を開示する。